

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

西脇市立芳田小学校

第1 いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

- 1 いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識したうえで、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- 2 いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではないことを認識し、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを児童生徒に十分に理解させ、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置することがないようにすることを目指さなければならない。
- 3 いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先にすることを共通理解しながら、学校、家庭、地域、関係機関・関係団体の連携の下、市民総がかりでいじめ問題を克服することを目指すなければならない。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的な関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、当該児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめに当たるかどうかは、客観的に特定できる行為（心理的又は物理的影響を与える行為）があり、その行為により、その行為をされた児童生徒が心身の苦痛を感じたか否かの主観で判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ※「いじり」もいじめになり得る。

2 いじめの理解

いじめについての基本的な認識は、次のとおりである。

- (1)いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2)いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3)いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4)嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験するなど、誰もがいじめる側、いじめられる側にもなり得るものである。
- (5)暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じることがある。
- (6)いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- (7)いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する「観衆」、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」も存在する。この「傍観者」から「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

「仲裁者」とは、次のような行動ができる児童生徒のことをいう。

- ・先生等の大人に相談する、又は通報する。
 - ・加害者に直接やめるように働きかける。
 - ・被害者に対して、「辛かったね」「私も心が痛んだよ」等の声掛けをする。等
- ※「観衆」、「傍観者」のみならず、「加害者」も「仲裁者」になることが重要である。

3 発達段階に応じたいじめの防止

(1) 小学校低学年

「人として行ってはならないこと」についての理解や、集団のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎を形成するとともに、自然への畏怖の念や美しいものに感動する心などの感性を培う。

また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で接する態度を身に付けさせる。

(2) 小学校高学年

自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養するとともに、公共の精神をもって法やきまりを守り、自他の人権を大切にしようとする態度を身に付けさせる。

4 いじめの現状

(1) 児童生徒

少子化や生活様式の変化により、群れて遊ぶ経験が減少し、人間関係を結ぶ力が低下している。

また、人と違うことを気にしすぎたり、違いを受け入れられなかったりする風潮が見受けられる。誰かを意図的に孤立させようとする心理も見受けられ、誰もが加害者にも被害者にもなり得るいじめの構造をつくり出している。

(2) 社会

ア 保護者が学校の教育活動に参加する割合は高く、自分の子どもへの関心は高いものがある。

イ 核家族化や地域社会の変化により人間関係が希薄化し、保護者間のつながりも薄れている。

また、道徳心や倫理観の希薄化も指摘されており、大人社会の有様が子どもに影響を与えている。

ウ インターネットの普及は、情報の流通を促進したが、有益とは言えない情報の共有も生み、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力的な場面を写したりすることもある。

(3) 態様

仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加し、誰もがいじめの加害者や被害者になる可能性があり、いじめが長期間にわたり潜在化する場合がある。

またインターネットを通じて行われるいじめは、学校や家庭で発見しにくく、誹謗中傷などの内容が瞬時に広範囲に発信され、被害者の苦しみは大きなものになっている。

5 いじめ問題克服に向けた基本的な方向

学校においては、家庭を巻き込みながら、その教育活動全体を通じて取り組むことが必要である。

このことを前提として基本的な方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」とし、これらについて学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、児童生徒一人ひとりの人間的成長を促すこととする。

(1) 学校の役割

ア 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動やスマートフォン等の使用のルール作り等について自分たちで考え実行できるように支援を行う。

イ 教育活動全体を通じて、[※] 発達支持的生徒指導を展開し、自己有用感や規範意識の醸成に努める。

また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。

さらに、障害に対する正しい理解を深め、障害のある児童生徒との交流や共同学習を進め、相互理解を促進する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題の対応に向けた教職員の対応能力の向上を図るとともに、教職員間の情報共有と、家庭・地域との連携の強化を図る。

エ 複雑化、多様化するいじめの現状やいじめ防止に向けた取組の重要性について教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や家庭・地域への啓発に取り組む。

※発達支持的生徒指導：児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを支援する指導

(2) 家庭の役割

ア 保護者は、児童生徒を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うことを自覚する（児童福祉法（昭和22年法律第63号）第2条第2項）。

イ 子どもの得意分野を伸ばし、積極的な生き方を身に付けさせるとともに、地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

ウ 幼児期から親子の絆や信頼関係を深め、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

エ 子どもが悩みを打ち明けることができる雰囲気をつくり、子どもの変化に気づくことのできる人間関係を築く。

また、我が子がいじめの被害にあった場合やいじめに関わった場合にどう対処していくべきかを共に考え、学校等とともに、全力で問題解決に向けて取り組む姿勢を持つ。

いじめを認知した場合には、学校のいじめ対策委員会や教育委員会の相談窓口にご相談・情報提供をする。

オ いじめについて家庭での話し合いの機会をもち、インターネット等の使用について家庭のルールづくりを行い実行する。

(3) 地域の役割

ア 子どものしつけや育ちに関する悩みを抱え孤立しがちな保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげる活動に取り組むとともに、「地域の子どもは地域で育てる」という教育支援機能を活性化させる。

イ 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。

ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるとの認識の下、地域住民による見守りを行い、いじめを認知した場合には、学校のいじめ対策委員会や教育委員会の相談窓口へ情報提供をするなど、学校・家庭との連携を推進する。

エ 地域における人権学習会等を通して、人権課題についての理解や大人の有り様についての学習を推進し、いじめ問題の解消に向けての取組を推進する。

第3 いじめ防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針

学校は、国や県、市の基本方針を参考とし、いじめ防止等の取組について基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定するとともに、学校ホームページ等で公開し、家庭・地域からの理解を得る。

学校いじめ基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などのいじめ防止に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

(2) いじめ対応チーム等校内組織

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめの事案に対して学級担任等が問題を抱え込まないようにいじめ対応チーム等の組織を設置するとともに、その組織の概要について広く周知することとする。

また、その組織に心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を活用するよう努める。

なお、校内組織の主な取組は次のとおりである。

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- イ いじめ防止対策のための年間計画の作成・実施
- ウ いじめに関する児童生徒，保護者及び地域に対する啓発
- エ いじめ相談・通報窓口の整備・周知
- オ いじめの情報や問題行動等に係る情報収集と記録
- カ いじめの有無の判断と迅速な対応
- キ 校内研修の企画
- ク 対策の検証・改善

(3) 学校評価・教員評価の改善

別紙2 年間指導計画

児童生徒や地域の状況を踏まえた目標づくりを行い，取組状況等の学校評価による定期的な点検と改善を図る。

2 未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

児童生徒一人ひとりの内面理解を図り，全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事にいきいきと参加できるような魅力ある教育活動を推進する。

生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育，人権尊重の精神の涵養を図る人権教育，人間関係を築く特別活動，他者・社会との関わりを深める体験活動等を充実させ，命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

(2) いじめに対する正しい理解

人権教育や道徳教育を通じて，児童生徒一人ひとりが，相手の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心や，いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

(3) 互いに認め合い，支え合い，助け合う仲間づくり

互いを認め合い評価する機会を日常生活の中に設定するとともに，「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み，「相手を傷つけずに自分の考えを表現する（アサーション等）」等のコミュニケーション能力を育成する。

また，家庭や地域の協力を得ながら，学校の教育活動や地域貢献活動，「高校生ふるさと貢献活動事業」などの体験活動等を通じて，自己有用感を高める取組を行う中で，いじめに向かわない児童生徒・いじめの仲裁者となる児童生徒の育成を図る。

(4) 児童生徒や学級の状況の把握

学級満足度調査等を活用しながら，児童生徒と同じ目線で考え，その実態や変化を把握するよう努める。

(5) 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」の活用等により，教職員の共通理解と対応能力の向上に努める。

3 早期発見

(1) 教職員の対応能力の向上

生徒指導の意義や目的を踏まえ、人権感覚を磨き、児童生徒を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上を図る。

(2) 日常的な実態把握

いじめを早期発見するために、休み時間等における日常的な観察や面談、連絡帳・生活ノート等を活用した実態把握を行う。

また、学期に1回の生活アンケートを実施するなど、いじめの兆候を見逃さない取組を進める。

(3) 相談しやすい環境づくり

児童生徒には『自分の意見や声、気持ちを聞いてもらう権利』があることに鑑み、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携し児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は常に共感的に受け止め、心の安定を図る。

相談を受けたいじめ問題については、いじめを受けている児童生徒、保護者の心情を十分に理解し、きめ細かな配慮を行う。

4 早期対応

別紙3 組織的対応

(1) いじめの組織的な対応

いじめを認知した場合には、いじめの有無の判断等を一部の教職員のみで行うことがないように、いじめ対応チーム等校内組織を中心に学校全体で多角的多面的視点をもって組織的に対応に当たるとともに、いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、速やかに対応をする。

(2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒の気持ちや声を中心に据えて、絶対に守り抜くという姿勢で臨み、心配や不安を取り除くべく継続的に働きかける。

また、保護者に対しては、教職員が認識する限りの事実関係を伝え、保護者の立場にも共感し、学校での対応方針等を伝え協議する。

(3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

加害児童生徒の言い分も十分に聴いた上で、いじめをした背景事情にも目を配りながら、『いじめは決して許されない行為』であることを認識させ、いじめの被害者の気持ちを十分に理解させる。

また、保護者とも早急に面談を行い、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の気持ちを伝え、家庭での指導を依頼すると共に今後の取組について共通理解を図る。

また、いじめを行うにいたったストレスや悩みや寂しさ等、その内面を理解した指導を行うよう留意する。

(4) 周囲の児童生徒への指導

いじめは「被害者」「加害者」の当事者だけの問題ではなく、はやし立てる「観衆」、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在も含め、そこに生活をする全ての人たちの問題であることを認識させ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気形成し「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。

(5) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校だけで抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等の支援を受け、管理職のリーダーシップの下に、いじめ対策チームを中心として迅速かつ組織的に問題の解決に当たる。

また、スクールカウンセラーや県教育委員会に対する専門家の派遣要請等、協力機関へも支援を要請する。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットに潜む危険性を十分に理解した上で、SNS等を利用したネットトラブルの最新の動向を把握し、情報モラル教育の充実を図り、その対応のための指導力の向上を図る。

また、児童生徒が自ら考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン等の使用に関するルールづくりを推進する。

さらに、保護者に対して、スマートフォンの所持やその使用について子どもを指導する第一義的責任があることを伝え、その責務を果たすよう啓発を行う。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除の要請等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

6 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換や意見交換、協議できる場を設ける。

また、家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるように相談の仕組みづくりに取り組み、ホームページや学校だより等により相談窓口や情報提供の方法についての周知を図る。

(2) 家庭や地域からの協力

いじめに関する情報を共有し、その未然防止や早期解決にむけてPTAや地域団体とのネットワークづくりに努める。

また、登下校における「見守り活動隊」から児童生徒の様子について情報提供を受ける等、いじめの認知と学校への情報提供のための体制づくりに工夫を行う。

7 関係機関との連携

(1) 警察との連携

地域の警察との連携を図り、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から情報交換を行うとともに、生徒指導担当者会、多可西脇補導連絡会等の機会を捉え、情報の共有化を図る。

また、刑罰法規に抵触すると思われるいじめや、児童生徒の生命・身体がおびやかされている場合には早期に警察に通報する。

(2) 加東こども家庭センター等との連携

いじめについての要因が家庭にもある場合には、市のはぴいくサポートセンターや加東こども家庭センターとの連携を図る。

(3) いじめについての要因が発達障害等にかかる場合には、必要に応じて医療機関と連携しながら対応を図る。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定の期間、連続して欠席している場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 重大事態についての調査

(1) 重大事態発生時の対応

いじめにかかる重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。

(2) 調査主体

教育委員会は、学校からの重大事態の発生の報告を受けて、その事案の調査を行う主体を教育委員会とするか学校とするかについての判断をする。

学校が調査主体となる場合、教育委員会は調査を実施する学校に対し必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

また、調査する際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、教育委員会は調査組織の構成についても適切に判断する。

(3) 調査結果の報告と調査結果を踏まえた措置等

教育委員会は調査結果について市長に報告する。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

調査結果に基づき，市長と教育委員会はともに必要な措置を講じなければならない

。

(4) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は，必要があると認めるときは，別に委員を委嘱し，調査結果について再調査を行う。

調査結果に基づき，市長と教育委員会はともに必要な措置を講じなければならない

。

第6 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざす本校は，これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても，地域とともに取り組む必要があるため，策定した学校の基本方針については，学校のホームページ等で公開するとともに，学校評議員会やPTA総会をはじめ，あらゆる機会を利用して，情報発信に努める。

また，いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実践するため，学校の基本方針が，実情に即して効果的に機能しているかについて，「いじめ対策委員会」を中心に検討し，必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては，学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど，いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また，地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう，保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。